

質 疑 ・ 回 答 書

令和 7 年 5 月 15 日
宮崎県県土整備部建築住宅課

件名		宮崎県県営一ヶ岡団地再整備事業に係るPFIアドバイザー業務	
No	質 問 事 項	回 答	
1	共同事業体による参加は可能でしょうか。	共同事業体(JV)での参加は不可です。 なお、参加説明書に記載のとおり、本県の承諾を得て、業務の一部を再委託することはできます。	
2	現段階で「2 業務実施上の要件 (1)参加者に関する要件 ②」の入札参加資格がない状況ですが、これからの登録申請は可能でしょうか。	物品の買入れ等の契約にかかる競争入札の参加資格審査は随時受け付けていますので、申請は可能です。 なお、参加説明書「2 業務実施上の要件 (1)参加者に関する要件 ②」に記載のとおり、令和7年6月18日までに入札参加資格者名簿に登載見込みとなる必要があるため、詳細は担当課へお問合せください。 【問合せ先】 ・会計管理局物品管理調達課 ・電話:0985-26-7208	
3	技術提案書評価要領について、参加を検討するためにご質問します。専任性について、評価方法が件数となっています。管理技術者と主任担当者の手持ち業務ですが、照査技術者として関与している業務については、業務の着手時、中間時及び納品時などにおいて成果物の内容等の確認、照査を行うものであり、業務に継続的に関与している立場ではないことから、多くの国発注のプロポーザルと同様に手持ち業務の対象外との理解で間違いはないでしょうか。	貴見のとおりです。	
4	管理技術者と主任担当者の手持ち業務ですが、業務の工期が複数年にわたるものについては、年度毎に成果品を納品し、かつ、年度毎に委託費の支払いが行われることが契約書等に規定されている場合は、令和7年度の契約金額が500万円未であれば、手持ち業務の評価の対象外になるとの理解で間違いはないでしょうか。	工期が複数年に渡る業務については、契約額(総額)が500万円以上の業務を手持ち業務の対象とし、同一業務は1件としてカウントします。	
5	手持ち業務について、第三者として客観的に監視を行うモニタリング業務などは設計・建設期間中または運営期間中と長期契約になり、総契約額が500万円以上になってしまいます。単年度に割り戻すと500万円以下となります。この場合、モニタリング業務は手持ち業務の対象外と理解してもよろしいでしょうか。	PFI事業におけるモニタリング業務の単独契約については、契約額に関わらず、手持ち業務の対象外とします。	
6	「同種・類似業務実績調書と配置予定技術者調書の業務実績が確認できる書類として、契約書の写し及び業務内容が分かる資料(成果品の目次や仕様書等の写し)をそれぞれ添付してください。」と記載されております。「業務内容が分かる資料(成果品の目次や仕様書等の写し)」については、TECRIS(登録内容確認書)でもよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。	